

保医発1129第1号
平成25年11月29日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」(平成24年3月5日保医発0305第8号)について下記のとおり改正し、平成25年12月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 別表のIIの057の③の⑯のイのiiを次のように改める。

ii 材質がジルコニア強化アルミナ又はアルミナ強化ジルコニアであること。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成24年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(別表)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>057 人工股関節用材料</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑯ (略)</p> <p>⑰ 大腿骨側材料・大腿骨ステムヘッド(II) 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。</p> <p>i 材質が表面酸化処理ジルコニアウム合金であること。</p> <p>ii 材質がジルコニア強化アルミナ又はアルミナ強化ジルコニアであること。</p> <p>⑲～⑳ (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>057 人工股関節用材料</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑯ (略)</p> <p>⑰ 大腿骨側材料・大腿骨ステムヘッド(II) 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。</p> <p>i 材質が表面酸化処理ジルコニアウム合金であること。</p> <p>ii 材質がジルコニア強化アルミナであること。</p> <p>⑲～⑳ (略)</p>